

# 高齢者講習制度

免許証の更新を受けようとする方で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上になる方

75歳未満

認知機能検査同等方法（75歳以上の方は受検が必要）

時間（30分）

※再受検可

認知症のおそれなし

認知症のおそれあり

合格  
一種70点  
二種80点

運転技能検査  
（該当者のみ）

不合格

※再受検可

合格

高齢者講習（60分）  
※運転技能検査対象の方

- 合格しないと更新できません。
- 不合格者であっても普通車を運転できる免許を返納して原付等にする場合は更新可能。

合格

※ 講習・更新手続きと、診断書提出の手続きは並行して行う事ができる。ただし、診断書の内容により、講習・更新手続き後に免許の停止又は取消処分対象となる可能性もある。

（運転免許課）

診断書提出の連絡

診断書の結果は？

認知症  
と診断

認知症  
ではない

免許の  
取消  
又は  
停止

運転免許取得者認定教育  
（高齢者講習同等教育）

運転免許取得者認定教育  
（高齢者講習同等教育）

75歳未満の方

75歳以上の方（認知症のおそれなし）

診断書の結果（認知症ではない）

普通 （120分以上）

普通 運転技能検査なし （120分以上）

普通以外（原付、二輪、小特、大特）  
（60分以上）

普通 運転技能検査あり （60分以上）

普通以外（原付、二輪、小特、大特） （60分以上）

免許更新時必要な書類

◎ 高齢者講習同等終了証明書

◎ 認定認知機能検査結果通知書（75歳以上の方）

○ 認定運転技能検査受検結果証明書（75歳以上、該当者の方）